宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領新旧対照表

字治市福祉有償運送運営協議会設置要領新旧対照表	
改正前	改正後
第1条 省略 (協議事項) 第2条 運営協議会は、次の事項について協議を行なう。 (1)福祉有償運送の実施に必要な道路運送法(昭和26年法律第183 号)第80条の登録に関すること。	第1条 省略 (協議事項) 第2条 運営協議会は、次の事項について協議を行なう。 (1)道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定に基づき、 自家用有償旅客運送の登録(道路運送法79条の6第1項の規定 に基づく有効期間の更新の登録及び道路運送法第79条の7第1
(2)福祉有償運送における利用者の安全と利便性について。(3)その他福祉有償運送に関すること。(委員)	項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項 (2) 道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項 (3) 協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に関し協議会が必要と認める事項
第3条 運営協議会は、委員10人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。 (1)学識経験者 (2)近畿運輸局京都運輸局長が指名する職員 (3)関係する公共交通機関の代表者 (4)地域福祉に関係する職員 (5)福祉運送利用の関係者 (6)地域住民の代表 (7)市長が指名する職員	(協議会の構成員) 第3条 運営協議会は、構成員15人以内をもって組織する。 2 構成員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱又は任命する。 (1) 学識経験者 (2) 近畿運輸局京都運輸局長が指名する職員 (3) 関係する公共交通機関の代表者 (4) 地域福祉に関係する職員 (5) 福祉運送利用の関係者 (6) 地域住民の代表 (7) 市長が指名する者 (8) 宇治市において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法
3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	人等の団体に所属するもののうちその代表が指名する者 3 構成員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領新旧対照表

改正前	改正後
(会長及び副会長) 第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選によって定める。 3 会長は、皆無を総括し運営協議会を代表する。 4 副会長は、委員の内から会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。	(会長及び副会長) 第4条 運営協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は、 <u>構成員</u> の互選によって定める。 3 会長は、会務を総括し運営協議会を代表する。 4 副会長は、 <u>構成員</u> の内から会長が指名する。 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議) 第5条 運営協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。 2 運営協議会は、 <u>構成員</u> の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 議事は、出席 <u>構成員</u> の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 会長は、必要あると認めるときは、会議に <u>構成員</u> 以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
(事務局) 第 6 条 運営協議会の事務局は、都市整備部交通政策課が庶務を処理する。	5 協議会は原則として公開する。ただし、個人情報の取扱については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の措置を講じるものとする。 (守秘義務) 第6条 協議会の構成員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (庶務) 第7条 運営協議会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。2 有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。 (有償運送に係るご相談又は通報窓口) 宇治市役所都市整備部交通政策課 連絡先: TEL0774-22-3141(代)

FAX0774-21-0409

宇治市福祉有償運送運営協議会設置要領新旧対照表

改正前	改正後
(その他)	(その他)
第7条 この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関する必要なことは、会長が運営協議会に諮って定める。	第 <u>8</u> 条 この要領に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関する必要なことは、会長が運営協議会に諮って定める。